

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 最近の租税条約の締結状況について

最近署名された租税条約（対パキスタンおよび対オーストラリア）、適用開始となった租税条約（対フランス）およびその他の国との間の租税条約の動向は、次のとおりです。

日本・パキスタン租税条約

パキスタンとの条約は、1961 年に改正されたままで、日本が現在締結している最も古い租税条約となっていました。2008 年 1 月 23 日、パキスタンの首都イスラマバードにて新条約の署名が行なわれました。新条約は、OECD モデルに準拠し改正されており、主な改正点は以下のとおりです。

- 1) PE に係る事業所得の課税方式・・・「総合主義」から「帰属主義」へ
- 2) 技術上の役務に対する料金・・・該当する料金の範囲、債務者主義による源泉地国判定及び限度税率（10%）の設定（旧条約には当該条項なし）
- 3) 投資所得に対する限度税率

	現行条約（源泉地国に PE を有しない場合）		新条約	
配 当	親子社間 （持株割合 1/3 以上）	日本・・・15%	持株割合 50%以上	5%
		パキスタン・・・産業的事業を営むパキスタン法人からの配当を 6.25%軽減	持株割合 25%以上	7.5%
	一 般	規定無し（両国の国内法どおり課税）	その他の場合	10%
利 子	30%（国債等利子、産業的事業を営むパキスタン法人発行社債・同法人への貸付金利子、日本法人発行社債・同法人への貸付金利子は免税）		10% （特定の政府機関が受け取る利子等は免税）	
使用料	免 税（機器の賃貸料は国内法どおり課税）		10%（機器の賃貸料も含む）	

- 4) みなし外国税額控除・・・廃止
- 5) 適用開始時期・・・2008 年中に発効した場合には、2009 年 1 月 1 日以降順次適用

日本・オーストラリア租税条約

1970 年に発効したオーストラリアとの条約は、現状の両国の経済状況にそぐわない内容となっていたため、2007 年 1 月に新条約についての改正交渉が開始され、昨年 8 月に基本合意に達しました。この新条約も、OECD モデルに準拠し改正されており、主な改正点は以下のとおりです。

- 1) PE の定義の新規定・・・「12 ヶ月間に合計 90 日を超える期間行なわれる天然資源の探査開発活動」が PE の定義に加えられた。
- 2) 投資所得に対する限度税率

	現行条約		新 条 約
配 当	親子会社間	15%	免 税（持株割合 80%以上）
			5%（持株割合 10%以上）
	そ の 他		10%（不動産投資信託<REIT>からの配当は 15%）
利 子	10%		免 税（特定の政府機関又は金融機関が受け取る利子）
			10%（その他）
使用料	10%		5%

3) 適用開始時期・・・2008 年中に発効した場合には、2009 年 1 月 1 日以降順次適用

日本・フランス租税条約

新条約は、昨年 12 月 1 日に発効したため、今年 1 月より改正条約が適用開始となっています。

日本・フィリピン租税条約

新条約は、2006 年 12 月に署名が行なわれましたが、フィリピン国内で未だ承認されていないため、新条約発効に至っていません。今年度中に発効しない場合、改正条約適用開始は、2009 年 1 月ではなく、2010 年 1 月からとなる点、注意が必要です。

お見逃しなく！

- 租税条約は、両国による署名が行なわれても、両国国内による承認手続きが完了しない限り発効しません。
- 旧ソ連との租税条約はほとんどの国に承継されていましたが、1995 年に失効したカザフスタン共和国との租税条約は、昨年 12 月、正式交渉が開始された模様です。その他、ブルネイ、UAE、クウェートとの正式交渉も引き続き行なわれているようです。
- 現在の租税条約締結国の状況は、以下のとおりです。

番号	国 名	番号	国 名	番号	国 名	番号	国 名
1	アイルランド	13	カナダ	24	デンマーク	35	ブラジル
2	アメリカ	14	韓国	25	ドイツ	36	フランス
3	イスラエル	15	ザンビア	26	トルコ	37	ブルガリア
4	イタリア	16	シンガポール	27	ニュージーランド	38	ベルギー
5	インド	17	スイス	28	ノルウェー	39	ポーランド
6	インドネシア	18	スウェーデン	29	パキスタン	40	マレーシア
7	イギリス	19	スペイン	30	ハンガリー	41	南アフリカ
8	ヴィエトナム	20	スリ・ランカ	31	バングラデシュ	42	メキシコ
9	エジプト	21	タイ	32	フィジー	43	ルーマニア
10	オーストラリア	22	中国	33	フィリピン	44	ルクセンブルク
11	オーストリア	23	旧チェコスロヴァキア（注 1）	34	フィンランド	45	旧ソ連（注 2）
12	オランダ						

（注 1）旧チェコスロヴァキアの条約はチェコ共和国・スロヴァキア共和国との間で引続き適用される。

（注 2）旧ソ連との条約は、ロシア連邦・キルギスタン共和国・グルジア共和国・タジキスタン共和国・ウズベキスタン共和国・トルクメニスタン・ウクライナ・アルメニア共和国・ベラルーシ共和国・モルドヴァ共和国との間で引続き適用される。

（出所：国税庁 HP＜<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2003/japanese/tab/tab31.htm>>）